

平成29年度第20回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成30年1月22日
 担当部・課：建設部 道路課 [内線5658]
 建設部 都市計画課 [内線5633]

① 件名	道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 国道における道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。 道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行され、国道における占用料の単価等が改定されており、宮城県においても同日、政令に基づき占用料の改定を行っている。</p> <p>【目的】 本市の道路占用料は、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠し定めていることから、今般、占用料の改定を行うもの。 また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>1 道路占用料 【根拠法令】 道路法（昭和27年法律第180号） 道路法施行令（昭和27年政令第479号） 道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号） 石巻市道路占用料条例（平成17年4月1日条例第264号）</p> <p>2 公共物使用料 【根拠法令】 石巻市公共物管理条例（平成17年4月1日条例第69号）</p> <p>3 公園占用使用料 【根拠法令】 都市公園法（昭和31年法律第79号） 石巻市都市公園条例（平成17年4月1日条例第262号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成29年1月18日 道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）公布 （平成29年4月1日施行）

⑤ 主な内容				
<p>1 道路占用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石巻市道路占用条例の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定 ・定率物件（高架下の駐車場等）の率の改定及び項目の追加 <p>2 公共物使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石巻市公共物管理条例の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定 <p>3 公園占用使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石巻市都市公園条例の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定 				
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
【影響・効果】				
○改定に伴う比較表				
項目	H30歳入見込み額（円）		比較増減	
	改定前	改定後	金額（円）	率
道路占用料	27,603,000	27,438,000	△ 165,000	△ 0.60%
公共物使用料	9,122,000	9,106,000	△ 16,000	△ 0.18%
公園占用使用料	3,692,000	3,689,000	△ 3,000	△ 0.08%
計	40,417,000	40,233,000	△ 184,000	△ 0.46%
○改定により平成30年度歳入見込み額において、184千円（△0.46%）の減額。				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
<p>県内の状況</p> <p>平成28年4月1日施行：仙台市（独自単価で改定）</p> <p>平成29年4月1日施行：宮城県、女川町、気仙沼市、大崎市、栗原市、白石市、富谷市</p> <p>平成30年4月1日施行：東松島市</p>				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
平成30年2月	石巻市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正を提案（平成30年4月1日施行予定）			
⑨ その他				